

## 令和8年度愛媛県東予地方局電話交換業務委託契約書（案）

愛媛県東予地方局長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、愛媛県西条庁舎及び今治庁舎の電話交換業務（以下「業務」という。）を別添愛媛県東予地方局電話交換業務実施仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

### （委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （契約の効力の遡及）

第3条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第2条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

### （委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、 円とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付けし、又は、担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

### （再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

### （調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

### （報告及び確認）

第9条 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第 10 条 委託料の支払は、年 12 回払いとし、毎回の支払額を、 円とする。

2 乙は、毎月、甲による業務完了の確認を受けた後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の定めにより支払請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払の遅延)

第 11 条 甲は、その責めに帰すべき理由により、前条第 3 項の支払期限内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第 12 条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議のうえ定める。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙(ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。
  - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
  - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
  - エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)
- (9) 第15条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

#### (損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

#### (秘密の保持)

第16条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (使用者の義務)

第17条 乙は、業務従事者については、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(設備の貸与)

第 18 条 甲は、乙に対し業務の実施に必要な設備を無償で提供するものとする。

(協議事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 8 年 月 日

甲 西条市喜多川 7 9 6 番地 1  
愛媛県東予地方局  
局 長

乙